児童指導員等加配加算について、令和 6 年 3 月 31 日時点で算定されていた事業所については、同年 4 月 1 日以降は、下表のとおりデータを引き継ぎこととしましたので、お知らせいたします。

① 児童指導員等加配加算



引継ぎ後の新区分より変更がある場合のみ届出を行ってください。変更がない場合は、当 該加算に係る届出は不要です。

例1) 新区分の常勤換算(5年未満)より、常勤換算(5年以上)等に変更する場合は届出必要。

例2) 新区分の常勤換算(5年未満)から、変更しない場合は届出不要。

なお、専門的支援加算については、令和6年3月31日時点で算定されていた場合、令和6年4月1日以降においても、専門的支援体制加算として引き継ぎますので、加算を取り下げる場合のみ、届出を行ってください。

② 専門的支援加算

